

指定通所介護・日常生活総合支援事業
サービス契約書及び重要事項説明書

笠岡北デイサービスセンター

指定通所介護 ・ 日常生活総合支援事業 サービス契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と株式会社アリスジャパンが開設する笠岡北デイサービスセンター（以下、「事業者」という。）が利用者に対して行う指定通所介護及び日常生活支援総合事業に相当する第1号通所事業（以下「通所介護」という。）サービスについて次のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1条 契約の目的

事業者は、利用者がその有する能力に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として通所介護サービスを提供します。

第2条 契約期間

1. 本契約の契約有効期間は、契約の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日の1ヶ月前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 通所介護サービス計画の決定・変更

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「通所介護計画」を作成します。

事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者及びその介護者（家族等）に説明し交付するものとします。

第4条 介護サービスの記録

1. 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録物を作成することとし、これをこのサービス終了後5年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業者にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物を受け取ることができます。

第5条 通所介護サービス

1. 本契約において「通所介護サービス」とは、利用者が事業者の運営管理する特定の施設に通って、その施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護も含む）、生活などに関する相談・助言・健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上の世話、ならびに機能訓練を行うサービスです。
2. 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービスの利用内容は、「通所介護計画」に沿った内容のサービスを提供します。

第6条 相談及び援助

事業者は、常に利用者の身体の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族等の心配事や悩み事について相談に応じます。

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、利用者及びその家族等の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第7条 契約の終了

1. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 介護保険による給付を受けている場合に、事業者が介護保険の指定を取り消された場合。
- ⑤ 事業者が破産した場合。

第8条 利用者の中途解約

利用者は事業者に対し、いつでも1ヶ月の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第9条 事業者の中途解約

事業者は利用者に対し、次号に該当する場合において1ヶ月の予告期間においてこの契約を解除することができます。

1. 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヵ月以上滞納したとき。
2. 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき。

第10条 秘密保持

1. 事業者及びサービス従業者は、通所介護サービス提供をする上で知り得た利用者及びその介護者（家族等）に関する事項を第三者に漏らしません。
この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 前項に拘らず事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。
3. 本条第一項の規定に拘らず、利用者に係る居宅介護支援事業者との連携を図る等、正当な理由により利用者又は介護者（家族等）の個人情報を用いる必要がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得るものとします。

第11条 利用料の支払い

1. 利用者は事業者に対し、通所介護計画に基づき事業者が提供する各種介護保険給付サービス及び各種介護保険給付対象外サービスについて、利用料等を支払います。
2. 事業者は利用者に対し、月締め翌月払いで徴収します。

3. 利用者は事業者に対し、利用料等を事業者の指定する方法により支払います。

第12条 緊急時の対応

事業者は、利用者が急病又は怪我等により、診断・治療が必要になった場合、その他必要な場合は、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう、必要な措置をします。

第13条 事故発生時の対応

事業者は利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・当該利用者及びその家族等・居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

第14条 損害賠償責任

事業者は、介護サービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

第15条 損害賠償がなされない場合

通所介護サービスの実施にともなって、事業者は自己の責に帰すべからざる事由によって生じた損害については損害賠償責任を負いません。とりわけ、事業者は以下の事由に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時にその疾患及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者もしくは介護者（家族等）が、通所介護サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意に告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した通所介護サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者又は介護者（家族等）が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第16条 苦情処理

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し、適切に対応するものとする。

第17条 裁判管轄

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第18条 協議事項

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、利用者と事業者は誠意をもって協議のうえ、解決に努めるものとします。

指定通所介護・日常生活支援総合事業 サービス重要事項説明書

この指定通所介護・日常生活支援総合事業に相当する第1号通所事業(以下、「通所介護」という。)サービス重要事項説明書は、お客様が当社の通所介護サービスを受けられるに際し、あらかじめ利用者やそのご家族に対し、当社の事業者の運営規程の概要や勤務体制、その他重要事項を記したものです。

(※ お客様にこの文書を交付して、ご説明申し上げることは事業者の義務として法令上規定されています)

1 通所介護サービスの目的

株式会社アリスジャパンが開設する笠岡北デイサービスセンター(以下「事業者」という。)が行う指定通所介護は、要介護状態等にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供することを目的とします。

株式会社アリスジャパンが開設する笠岡北デイサービスセンター(以下「事業者」という。)が行う日常生活支援総合事業に相当する第1号通所事業(以下、「事業」という。)は、要支援状態にある高齢者に対し、適切な日常生活支援総合事業サービスを提供することを目的とします。

2 事業者の運営方針

事業者のサービス従事者は、あらかじめ利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の希望等を尊重して作成した通所介護計画に基づき、利用者がその有する能力に応じて居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、当デイサービスセンターにおいて入浴及び食事の提供、生活などに関する相談・助言・健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を適切に提供します。

また、利用者の社会的孤立感の解消ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

通所介護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 利用料その他の費用

料金のお支払方法につきましては、自己負担金は次の何れかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

- A) 月末締め切り、翌月払いで現金徴収
- B) 指定銀行への振り込み

銀行名	郵便局	中国銀行
支店名	福山港町	福山東支店
口座番号	01340-3-22650	普通 1288421
口座名義	(株)アリスジャパン 代表取締役 伊藤 健二	

4 キャンセル等

(1) 利用者は、都合により所定の日時における通所介護サービスの利用を中止、変更する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）： 0865-65-3917

(2) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

5 当社の概要

名称・法人種別	株式会社 アリスジャパン
代表者名	代表取締役社長 伊藤 健二
本社所在地・電話	広島県福山市王子町二丁目11番6号 [Tel] 084-923-0721
事業内容	居宅介護支援事業者・通所介護・訪問介護・訪問入浴介護・認知症対応型共同生活介護・在宅給食サービス・福祉用具の販売・レンタル・大人用紙オムツの販売等

6 事業者の概要

事業者名	笠岡北デイサービスセンター
所在地	岡山県笠岡市吉田35番3号 Tel (0865)65-3917
事業者指定番号	3370500609
サービス提供地域	笠岡市(島地部を除く)

7 事業者の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	管理業務	1名
生活相談員	相談業務等	名 (常勤 名、非常勤 名)
看護職員	看護業務等	名 (常勤 名、非常勤 名)
介護職員	介護業務等	名 (常勤 名、非常勤 名)
機能訓練指導員	機能訓練等 (看護職員が兼務)	名 (常勤 名、非常勤 名)

8 サービス提供時間

営業日	月曜日～土曜日
サービス提供時間	9:20～16:30

(注) 年末年始 (12/31～1/3 までの4日間) 日曜日は休業日といたします。

9 秘密保持

1. 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。退職後において、他に漏らさないことを厳守いたします。
2. あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に拘らず、一定の条件の下で個人情報を利用させていただきます。

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、ご利用者の容体に変化があり、緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打ち合わせにより決めさせていただいた、主治医、救急隊、親族、支援事業者等へ連絡をいたします。（原則として通所介護職員は救急車への同乗はいたしません。）

11 サービス提供時の事故について

- ・ サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、万一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る支援事業者に連絡をとり必要な処置を講じるとともに損害賠償します。
- ・ 但し、ご利用者又はその代理人にあらかじめご了解いただいたサービス内容及びサービス提供中に、ご利用者又はその代理人の重過失から事態が発生した場合には、当事業者は賠償責任を免除、又は賠償額を減じることがあります。
- ・ 当事業者では、万が一の事故発生に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険会社の損害賠償責任保険に加入しています。
- ・ なお、当事業者の責めに帰すべからざる事由によって生じた損害については、賠償責任を負いません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、当事業者は賠償責任を免れます。
 - ① ご利用者が契約締結時にその疾患及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - ② ご利用者が通所介護サービス実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - ③ ご利用者の急激な体調変化等、事業者が実施した通所介護サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
 - ④ ご利用者が事業者及びサービス従事者の指示・助言・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合
 - ⑤ 物品等の破損が自然に又は老朽化により、発生した場合。

1 2 相談窓口、苦情対応

処理の体制

- ・苦情があった場合は、ただちに管理者・生活相談員が相手方に連絡をとり、直接行く等して詳しい事情を聞き情報確認を行います。
- ・管理者等が必要であると判断した場合は、検討会議を行います。
- ・検討の結果、具体的な対応を行います。
- ・記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談・苦情対応窓口	電話番号	0 8 6 5 - 6 5 - 3 9 1 7
	FAX 番号	0 8 6 5 - 6 5 - 3 9 3 2
	担当者	管理者又は生活相談員
	受付日時	月曜日から土曜日（祝日を含む） 午前8時30分～午後5時30分

介護保険に関わらず、高齢に伴う不安や、病気に対する心配等、お悩み事がございましたら、ご相談下さい。

岡山県国民保険団体連合会介護保険課

電話番号：086-223-8811

（対応時間 平日9：00～17：00）

市町村窓口 （ ） 笠岡市役所 健康福祉部 長寿支援課
電話番号 0865-69-2139
（対応時間 平日8：30～17：15）

（ ） _____

電話番号 _____

（対応時間 平日 _____ : _____ ~ _____ : _____ ）

1 3 虐待の防止のための措置

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- （1）虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者：管理者 早坂 大樹
- （2）虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- （3）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を検討します。
- （4）サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

14 非常災害対策

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。また、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害・地震等の自然災害ならびに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を、年に1回以上実施します。

15 サービスの利用に関する留意事項

利用者様、ご家族様、関係者等において、従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、セクシャルハラスメント等の迷惑行為が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

16 個人情報提供の同意

1. 提供する個人情報

通所介護サービス計画やサービス実施記録上の個人情報その他のサービス従事者が適正に取得した個人情報で、介護サービスに必要な個人情報。

2. 提供する目的と提供先（第三者）

通所介護サービス計画に沿って円滑に実施するため、介護支援専門員や主治医、他のサービス担当者に対し、サービス担当者会議やその他の連絡調整等において提供すること。（「個人情報の使用目的」の通り）

3. 提供する期間

本契約に基づくサービス提供期間

4. 提供にあたっての注意

個人情報の提供はあくまでも介護サービスの実施に必要な限りでのみ行い、また個人情報の提供にあたっては提供先以外の者に漏れることのないように十分注意を払う。

17 第三者評価の実施状況

実施なし

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名の上、1通ずつ保有するものとします。

指定通所介護・日常生活支援総合事業に相当する第1号通所事業サービスの締結にあたり、前記のとおり説明を受け、同意しました。

私（利用者、家族）の個人情報については、以上記載するところが貴社が第三者に提供することに同意します。

契約締結日・重要事項同意日 _____ 年 月 日

契約者

利用者

<住所> _____

<氏名> _____

代理人

<住所> _____

<氏名> _____

家族

<住所> _____

<氏名> _____

(続柄: _____)

私は、利用者が事業者から契約書・重要事項説明書の説明を受け、同意したことを確認しましたので、私が利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者 住所 _____

氏名 _____

(利用者との関係: _____)

事業者

<事業者名> 株式会社アリスジャパン

<所在地> 本社 / 〒721-0965

広島県福山市王子町二丁目 11 番 6 号

<代表者名> 代表取締役 伊藤 健二

<指定通所介護事業者の名称、所在地等>

事業所名： 笠岡北デイサービスセンター

所在地： 岡山県笠岡市吉田字山中 3 5 番 3 号

介護保険指定番号： 3 3 7 0 5 0 0 6 0 9

指定通所介護・日常生活支援総合事業に相当する第 1 号通所事業サービスの締結にあたり、前記により重要事項を説明しました。

契約担当者： (職種：) _____

個人情報 の 使用 目的

お客様から頂いた個人情報は、以下の目的に利用されます。

【お客様への介護サービス提供に必要な物】

- ①当社がお客様に介護サービスを提供する為の連絡
- ②個別支援計画の作成
- ③当社関連施設・特定施設への入居審査
- ④介護保険事務
- ⑤入退所の管理、会計・経理、事故の報告等の事業所内の管理業務
- ⑥ご家族等へのお客様の心身の状況説明
- ⑦介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料作成（匿名化の上）

【他事業者等への情報提供】

- ①お客様の在宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所及び医療機関等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

【介護報酬の回収の為】

- ①審査支払機関等へのレセプト等の提出
- ②審査支払機関又は保険者からの照会への回答

【行政機関等への対応】

- ①市町村から要求された文書等の提出等
- ②厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ③都道府県知事による立入検査等への対応
- ④市町村が行うお客様からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤事故発生時の市町村への連絡

【その他】

- ①法令上の義務に基づく場合
- ②損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ③ホームヘルパー養成講座受講生、看護学生等の実習への協力

株式会社アリスジャパン

ご相談・苦情窓口

〒721-0965

福山市王子町二丁目 11 番 6 号

アリスジャパン管理部

電話 084-923-0721 FAX 084-922-8533

ご利用者及びご来訪の皆様へ
アリスジャパンから個人情報保護についてのご案内

プライバシーポリシー

株式会社アリスジャパン（以下「当社」といいます）は、「豊かな高齢社会の建設を目指して」を会社の経営概念とし、高齢社会に向けて福祉を通じて企業としての社会貢献と責任を果たすことを基本方針としております。従って、介護事業者として個人情報保護は重要な使命と認識し、万全の管理に努めてまいります。

1. 当社は、個人情報を収集する場合には、収集目的を明確にするとともに、利用においては、業務の目的範囲内とし、同意を頂いた範囲内で適切に取り扱います。
2. 当社は、収集及び提供された個人情報を、当該個人の同意がある場合を除き第三者に提供及び開示を行いません。但し、公共の利益を図るためその他の法令等に基づき必要と判断される場合には、提供及び開示することがあります。
3. 当社が保有する個人情報は、厳正な管理の下で安全に正確かつ最新の状態で保管し、当該個人情報への不当なアクセス、破壊、改ざん、漏洩及び紛失等を防止するためのセキュリティ対策を講じます。
4. 当社は、個人情報保護を確実に実現するため、適用される法令及びその他の規範を遵守致します。
5. 当社は、個人情報に関する管理体制を定期的に見直し、その継続的改善に努めます。

平成18年4月1日
株式会社アリスジャパン
代表取締役 伊藤 健二

【お問合せ窓口】
アリスジャパン管理部
TEL : 084-923-0721
E-mail : alice_honbu@aurora.ocn.jp

笠岡北デイサービスセンター 利用料金一覧表

2024年6月～

《通常規模通所介護費》

基本利用料(円)	5時間以上6時間未満		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	570	1140	1710
要介護2	673	1346	2019
要介護3	777	1554	2331
要介護4	880	1760	2640
要介護5	984	1968	2952
基本利用料(円)	6時間以上7時間未満		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	584	1168	1752
要介護2	689	1378	2067
要介護3	796	1592	2388
要介護4	901	1802	2703
要介護5	1008	2016	3024
基本利用料(円)	7時間以上8時間未満		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	658	1316	1974
要介護2	777	1554	2331
要介護3	900	1800	2700
要介護4	1023	2046	3069
要介護5	1148	2296	3444

加算	入浴介助加算(Ⅰ)	40
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数×9.0%

食費	1日あたり	550
----	-------	-----

《介護予防・日常生活支援総合事業費》

基本利用料	1ヶ月につき
要支援 1	1798
要支援 2	3621

加算	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援 1	24
		要支援 2	48
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数×9.0%	

食費	1日あたり	550
----	-------	-----